

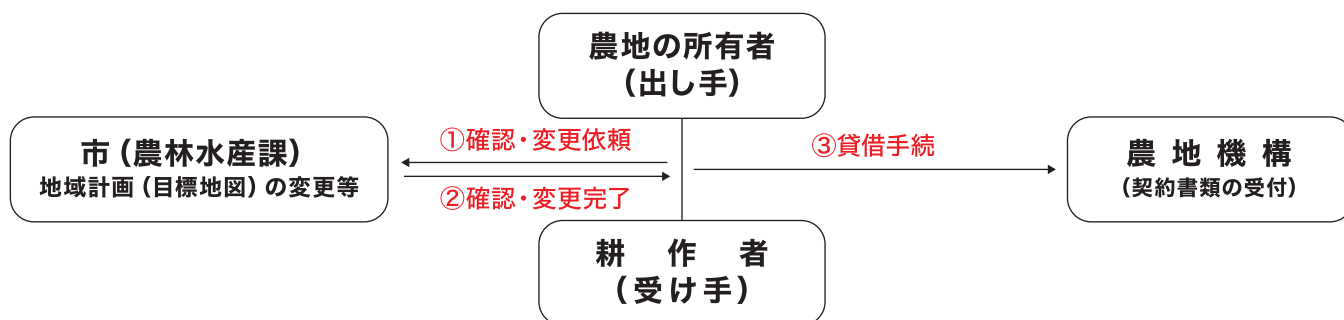
かんおんじし 農業委員会だより

令和8年1月1日
発行

第22号

令和7年度からの農地の貸借について

- 法律改正により、農地の貸借は原則「農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）」によることになりました。
- 農地中間管理事業による農地の貸借は、農地の所有者（出し手）と耕作者（受け手）の間に農地機構を介したものであり、市（農林水産課）が策定している地域計画（目標地図）に基づいた貸借の設定がされることになります。
- 新たに農地の貸借を行う場合は、市へ地域計画（目標地図）の変更を依頼し、変更後、貸借手続を行ってください。
- 現在、利用権（相対）の設定期間中で、終期（期限）が近づいている方には、終期の4ヶ月前に農業委員会からその旨を通知いたしますので、更新をする場合は農地機構での貸借手続を行ってください。（受け手が変わる場合は、事前に地域計画の変更が必要となります。）



- 地域計画とは、将来の地域の農地の在り方や利用に関する目標等を取りまとめたものです。
- 目標地図とは、将来の地域の農地について一筆毎に耕作予定者を示した地図です。
- 今後も農地の所有者や耕作者の意向、地域と市や関係機関での協議等を踏まえて、集積・集約につながる地図へ更新していき、農地利用の活性化を図っていきます。



農業委員及び農地利用最適化推進委員 担当区域一覧

農業委員会等に関する法律、農地法等に関する業務及び農地利用の最適化に向けて活動しています。

地区	区域		農地利用最適化 推進委員	農業委員
観音寺	観音寺町		川崎 雅義	合田 政光
	高屋町	明下、明上、岡西、岡東	原 武文	小林 啓三
		当免、西下、西上	曾根 正徳	
	室本町			
	流岡町、村黒町		岡崎 克由	若山 秀雄
	植田町、出作町		西川 勝義	
	中田井町、本大町、古川町、吉岡町		豊谷 慶二	篠原 秀宜
	柞田町	北岡、玉田、大畑、油井、中出	真鍋 正明	大西 恒利
		山田、黒淵、下出、干拓	富田 敏弘	
		八丁、山王、下野、上出	岸上 雅尋	
	木之郷町		請川 茂	
	池之尻町		大西 信博	吉田 正敏
	新田町	国道377号線の北側		豊田 敏計
		国道377号線の南側		
	原町	字三條	豊田 泰繁	
		字三條を除く		
	粟井町	出晴、信末、本庄、上野	安藤 忠義	安藤 隆文
		常次、竹成、奥谷	齋藤 照久	
大野原	大野原	高松、上杉林、下杉林、八兵、辻、大鞘、宮ノ下、下木屋	石川 裕己	鈴木 伸芳
		残水、十三塚、札場、林、下林、岡之塔	中村 和幸	中村 元晴
		屋敷、四軒屋、瀬後、白坂	合田 隆裕	
		石砂、豆塚	大麻 博康	
	中姫		白川 博美	藤岡 智
	五郷		藤岡 惣七	宮崎 肇
	萩原	高尾、大造、大道、上中、下中	齋藤 義徳	荻藪 健司
		道上、早本、笠松、寺家、大福、中村	細井 安弘	
	紀伊	丸井	茨木 正浩	高橋 武志
		福田原、青岡	小出 佳樹	
	花稲		合田 幸夫	井下 隆志
	豊浜	和田浜、姫浜		合田 智志
和田		岡、直場、道溝、林、長谷、雲岡、大平木	三野 勝典	
			野々池、大坪、院内、梶谷、本村	合田 貴志
箕浦		川下 肇		
中立委員(担当区域の設定なし)				勝田 且美

農地の売買や転用には許可が必要です!!

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や農地を転用（農地以外のものに用途変更）する場合は、農業委員会または県知事の許可が必要となります。許可を受けずに耕作以外の用途に使用することは農地法違反となりますのでご注意ください。

なお、農地を埋立て、盛土をするときも農業委員会への届出や転用許可が必要な場合がありますので、詳しくは農業委員会事務局（TEL 0875-23-3948）までお問合せください。

耕作目的の権利移転等（農地法第3条）

農地を耕作目的で売買、貸借等する場合は、農業委員会の許可が必要です。

農 地 転 用（農地法第4・5条）

農地を転用（農地以外のものに用途を変更する。一時的なものを含む。）する場合、県知事の許可が必要です。

【転用の例】住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、道路など

【一時転用の例】現場事務所、資材置場、残土置場、農地造成など

無断転用の 解消のお願い	県知事の許可を得ることなく、農地を転用している場合は、農地法違反となります。 速やかに許可申請手続きを行ってください。
-----------------	--

◎申請から許可までの流れ

	農 地 転 用（4・5条）	耕作目的の売買等（3条）
申請締切	毎月5日(12月は1日)※休日の場合は前開庁日	
審議	毎月20日頃に開催する農業委員会定例会で審議し、県知事に進達	毎月20日頃に開催する市農業委員会定例会で審議
	一定面積以上は県農業会議へ諮問	
許可書	県知事より農業委員会事務局経由で申請者へ	農業委員会事務局から申請者へ
処理期間	概ね2か月	概ね1か月
留意事項	※申請が地域計画（目標地図）に即したものであるときは、申請前に地域計画（目標地図）の確認や変更が必要となります。 また4・5条申請において、申請地が農業振興地域内の農用地であるときは、事前に農用地区域からの除外手続きが必要となります。（この場合、転用許可にかかる処理期間は農用地区域除外申請日から起算して4か月程度かかります。）	

農地の相続（農地法第3条の3）の届出

相続などによる農地の権利を取得した方は、農地法の規定により農業委員会にその旨を届出することが必要です。詳しくは農業委員会事務局（TEL 0875-23-3948）までお問合せください。

「農業者年金に加入して安心して豊かな老後を！」



●農業者年金の加入要件は3つだけ、農地の権利名義は不要

①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満 ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く、ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退とも任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金を受給でき、死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることが出来ます。また、80歳より前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金（非課税）として、要件を満たす遺族の方が受け取ることが出来ます。（加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

農地の貸借料情報

令和6年11月から令和7年10月までに、農業経営基盤強化促進法等により実際に締結された賃貸借契約のデータを基に、賃借料水準（10a当たり）を集計しています。

なお、賃借料を設定する場合は、当事者間において十分協議のうえ、決定してください。

《賃借料情報》

（田の部）

公告された地区名		賃借料（単位：円／10a）			筆数	参考：使用貸借の筆数
		平均額	最高額	最低額		
観音寺	観音寺	10,000	10,000	10,000	15	11
	高室	9,500	30,000	5,000	16	45
	常磐	5,200	10,000	4,200	38	74
	一ノ谷	3,300	5,000	2,100	36	0
	柞田	4,900	18,900	1,000	121	103
	木之郷	4,300	10,000	2,400	11	43
	豊田	3,700	7,400	1,000	15	85
	粟井	8,700	12,600	3,500	10	81
大野原	五郷	9,500	12,500	7,000	7	6
	萩原	8,800	10,000	5,000	28	37
	小山	7,400	10,000	3,000	58	29
	下組	6,900	20,300	2,000	86	22
	上之段	5,600	10,000	2,000	47	30
	花稻	8,300	20,000	3,000	46	25
	中姫	9,400	13,000	3,000	70	26
	紀伊	7,200	13,000	3,000	26	28
豊浜	姫浜				0	13
	和田浜	6,500	10,000	3,000	6	17
	和田	8,900	13,000	5,000	80	125
	箕浦				1	10
合計		6,900			717	810

（畑の部）

全設定のうち

（47%）

（53%）

公告された地区名		賃借料（単位：円／10a）			筆数	参考：使用貸借の筆数
		平均額	最高額	最低額		
観音寺市内全地区		7,400	30,000	1,100	18	58

- データ数は、集計に用いた筆数です。（賃借料の発生している利用権設定）
- 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件は参考データから除いています。
- 賃借料を物納支給（米）としている場合は、1俵（60kg）当たり25,200円に換算しています。
- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 使用貸借とは、無償の利用権設定です。



【問い合わせ】 農業委員会事務局 TEL 0875-23-3948



全国農業新聞を購読しましょう

お申し込みは農業委員会事務局へ



- ・様々な問題にじっくり、鋭く！
- ・旬の情報で経営を支援
- ・くらしに役立つ情報を提供
- ・地域の元気の秘訣を取り上げます
- ・農業の面白さや楽しさを子供たちに！
- ・皆さんの地域の身近な情報も掲載



毎週 金曜日発行
（原則4回）

月額 700円
（令和8年4月より月額900円）

○遊休農地の解消について

近年、農業の担い手の減少等により、耕作せず放置されている農地（遊休農地）が増えています。農地の管理者等は、草刈りや耕起等を行い、農地を適正に管理してください。

なお、農地の管理者等が不明な場合、農業委員会が管理者等を確認のうえ、文章通知を行うことがあります。対応については任意となりますので、ご理解とご協力をお願いします。